

第 3 0 回

上富良野町農業委員会議事録

平成 2 2 年 9 月

上富良野町農業委員会

上富良野町農業委員会 第30回農業委員会総会議事録

1 日 時 平成22年 9月 8日

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 委員定数 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

4 出席した委員 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

5 欠席した委員

なし

6 遅刻した委員

なし

第30回 農業委員会総会議事録

会長挨拶 省略

諸般の報告 別紙（局長より報告）

日程第1 会議録署名委員の決定

8 番 村 上 隆 司 君

10 番 菊 地 利 夫 君

両君に指定決定する。

附議事項

日程第2 報告第1号 農地法第4条及び第5条の諮問の答申について

日程第3 報告第2号 農地法第18号第6項の規定による通知について

日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第8 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の事業計画変更について

第30回上富良野町農業委員会議事録

開会（13時30分）（着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会宣言

局長 只今より第30回農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。

8番 村上委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議をはじめます。ただいまの出席委員は、12名であります。定数に達しておりますので、これより第30回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 **日程第1 会議録署名委員の指名は、**
1番 北川 正 君、2番 佐藤 祥一 君に決定いたします。

議長 **日程第2 報告第1号「農地法第4条第5条の諮問の答申」**についての件を、議題といたします。事務局に議案の朗読をさせます。「事務局」

事務局 「報告第1号朗読」

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第3 報告第2号「農地法第4条の規定による許可申請の取り下げ」についての件を議題といたします。事務局に議案を朗読させます。 「事務局」

事務局 「報告第2号朗読」

議長 報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議長 日程第4 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての件を議題といたします。事務局に議案を朗読させます。 「事務局」

事務局 「報告第3号朗読」

議長 報告第3号について、発言はありますか。

「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第3号を終わります。

議長 日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についての件を議題といたします。

事務局より、議案第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号について、3番 大場委員。

大場委員 議案第1号について、補足説明させていただきます。この土地は、皆さん方ご存じのとおり耕作されない状態にあり現地確認し、指導していた土地です。貸主の〇〇〇さんは平成3年12月農地利用増進法によって農地を取得しています。申請地は、西11線道路に接した高台にあり、今年は、春から整地を行い、かぼちゃの作付をし、収穫を見えています。確認もしています。

今回、息子さんが代表となり農業生産法人を設立し、賃貸借で農地を借りて耕作を行うこととなりました。今後は、南瓜やブルーベリーの栽培と加工品の製造を計画しています。慎重審議よろしくお願ひいたします。

事務局長 「株式会社〇〇〇」の設立経過、今後の計画及び3条調書について説明いたします。設立は、株式会社の形態で平成22年7月です。農業の計画は、ブルーベリーの栽培を行い、将来は販売及び加工を計画しています。

農地法3条の賃貸借の審議の参考として、許可条件に合致しているか調書を作成しておりますので資料に添付してございます。

農地法第3条第2項の7項目に該当するものがあれば、不許可となりますので全項目に該当しないことで許可の要件を満たすこととなります。第1号は、農地の全部効率利用が条件となり、すべて利用される見込みがありますので不許可に該当しない。第2号は、農業生産法人以外の法人ということでこの案件は農業生産法人なので適用外となります。第3号は信託関係ですが、これも適用外です。第4号の農作業常時従事ですが、農作業に従事する見込みがありますので不許可に該当しない。第5号は、下限面積要件ですが上富良野町の下限面積2ヘクタールを超える49,656㎡ですので不許可に該当しません。第6号の転貸禁止ですが、又貸しするようなこともないと思われしますので不許可に該当しません。第7号の地域との調和要件ですが、水利用とか無農薬農業とか、遺伝子組み換え作物などになりますが申請では該当するものがないので不許可に該当しません。別枠にあります農業生産法人以外の法人等の貸借の場合の要件ですが、今回の案件は農業生産法人との貸借ですので該当しません。以上調書を添付いたしましたので、審議の参考としていただきたいと思ひます。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

- 川上委員 なぜ、株式会社としたのでしょうか。
- 事務局長 株式会社の形態とした理由は聞いていませんが、農業生産法人の形態としては合同会社や株式会社など選択できるので問題はありません。また、経営を行っていた経験から株式の形態をとったと思われます。
- 北川委員 全体を賃貸借することとなっていますが、実面積はどの程度になりますか。
- 会 長 火山灰採取後のところの斜面もあり、耕作面積は、6割程度となると思われます。同級生の農家に人の指導を受けながら、耕作をすることになっています。ブルーベリーの作付を計画しているようですが、耕作については今後も見続けていきたいと思えます。
- 北川委員 土とり場として、まだ使いたいのであれば農地として賃貸するのはおかしいと思いますが、内容がわかりますか。
- 会 長 現在、土砂採取の申請はありませんが、採取の意向はあるようです。
- 菊地委員 土砂採取について、届け出なくてもよい面積要件はありますか。
- 事務局長 小さな面積でも、届出はすべて必要です。
- 北川委員 個人の〇〇〇さんが農地で耕作することで、不作付状態もありましたが状態を監視していたところですが、法人を設立して農業を行うとしていますが、半分近くは農地として使えない状況や土砂採取をしたいなどの情報があるなら、認めることに疑問があります。
- 菊地委員 火山灰採取跡地は、誰でも作りやすいところではないと思いますが。
- 村上委員 採取跡地は、山になっていたり、畑として利用できる状態ではなかった。
- 会 長 今回の申請は、耕作できる面積を申請するほうが良いということですか。
- 大場委員 土砂採取の計画が起きた時は、一時転用の申請をしてもらうことになる。
- 北川委員 土砂採取の計画があるならば、同時に申請手続きをしてもらう必要がある。
- 事務局長 計画が生じたときには、別途一時転用の申請手続きをしてもらうことになります。貸借後に、一時転用をすることは別な案件として取り扱うことになります。今回は、

〇〇〇さんとさ〇〇〇さんの貸借の申請として扱うこととなります。

大場委員 この申請は、〇〇〇さんと〇〇〇さんの貸借の申請で、土を採るときは一時転用の申請をしてもらうことになる。

菊地委員 土採り場跡に作付したのは事実ですね。

数山委員 作付し、収穫したのは間違いないことです。植えただけではないです。

佐藤委員 作れるところは、作っている。荒れているところで、土砂採取するのであれば申請してもらおうことになる。作付計画は、3年計画になっていて、今すぐやることにはなっていない。

菊地委員 農地のままなので、農地以外に使用できない状態にある。

会 長 全面積を、適切に農地として管理して利用してもらう指導をして許可をすることにしてはいかがでしょうか。

事務局長 許可要件の中にも、すべての面積を耕作に利用することとされていますが、許可書交付のときには全部利用を指導し、土砂採取等の転用計画が生じたときにはその都度申請してもらうよう指示します。農地利用に計画を持たれて、耕作のため農業生産法人を設立して貸借の申請をされてきました。

佐藤委員 以前よりは、大きく改善されて良くなってきている。

北川委員 他と比較して、改善が進んできたと思う。

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第2号「土地の現況証明書下付」についての件を議題といたします。
事務局より、議案第2号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第2号について、3番 大場委員。

大場委員 沢地の低地帯の土地で、山林に囲まれた、周辺から水が集まってくる場所で耕作には不向きなところ。8月25日に一色委員と数山委員の3人で調査をいたしました。十数年前から耕作はされていない農地で、袋地で山林化している状況から、今後大型機械を使用して耕作することは困難な状態と判断しました。
慎重審議いただきました、お認めくださいますようお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第3号「土地の現況証明書下付」についての件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により○番 ○○○委員
の退席を求めます。 【○○○委員退席】
事務局より、議案第3号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第3号について、2番 佐藤委員。

佐藤委員 現状は、両脇が畑で沢の中です。昔は、農地の中に湧水があり、その水を利用して
数十年前は田圃を作っていましたが、沢地の中で日当たりも悪く、上流から両脇から
水が入ってくる土地で利用できない状態にあります。

現状は、木や雑草が茂り、湿地で畑地としては利用できない状態から農地以外と判
断されます。慎重審議いただきました、お認めくださいますようよろしくお願いいたします
します。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

川上委員 地目の判断は、誰がすることになりますか。地目は、何になりますか。

事務局長 登記官が、判断することになります。地目は、原野と思われれます。

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第3号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
○番 ○○○委員の退席を解きます。
【○○○委員着席】

議 長 日程第8 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の事業計画変更について」についての件を議題といたします。
事務局より、議案第4号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第4号について、4番 数山委員。

数山委員 昨年、許可して案件ですが、今年は雨が多く作業が思うように進まなかったことから、一時転用の期間内に工事が完了しないことから、1年間の工事延長を行い引き続き不要な火山灰の採取を行い、畑の造成整備を進めるものです。慎重審議いただきました、お認め願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第4号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
本日の日程は、全て終了いたしました。
第30回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（ 2時16分）

以上、報告2件、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣す。

午後2時16分

上記農業委員会の顛末に相違ないことを証するため下記署名押印する。

平成22年 9月 8日

上富良野町農業委員会 会長 印

上富良野町農業委員 印

上富良野町農業委員 印